

由利本荘市にお住まいの方で未熟児養育医療給付申請される皆様へ (手続きのご案内)

未熟児養育医療給付の申請には、次の書類の提出が必要となります。

提出書類がそろいましたら、由利本荘市こども家庭センター（本荘保健センター内）へ提出のうえ、申請をしてください。

また、医療費について家族の所得に応じて自己負担額が発生しますので、次に掲げる（４）と（５）について、ご確認のうえ、必要書類を必ず提出してください。

【提出書類】

（１）「養育医療給付申請書」

（２）「養育医療意見書」（指定養育医療機関の担当医師が記入）

（３）「世帯調書」

※この書類は、世帯構成と就業状況を確認する書類です。必要事項（申請者氏名と対象となる患者児童名、世帯構成員名、性別、続柄、生年月日及び職業）を必ずご記入ください。

（４）市町村民税の課税状況を確認できる次の①又は②の書類

①「課税証明書」

②「市民税・県民税の決定通知書」

●申請月及び提出書類の種類により提出書類の年度が異なりますので、ご注意ください。

・課税証明書提出の場合

申請月が 4 月～6 月の場合…申請年度の前年度分 申請月が 7 月～3 月の場合…申請年度分
--

※（３）の世帯調書に記載された扶養義務者（子供さんのご両親、祖父母）の分が必要となります

※申請年の 1 月 1 日現在、他市町村に住所があった方は、そちらの市町村が発行する課税状況を証明する書類を提出してください。

※生活保護法による被保護世帯（者）の場合は、被保護世帯（者）であることを照明する書類を提出してください。

◎ただし、マイナンバー法に基づいた地方税情報の取得に関する同意【（１）養育医療給付申請書の裏面「同意書」への自署】をいただければ提出を省略できます。

(5)「委任状」

※(4)の書類をもとに、市へ納付していただく自己負担額が算定されます。本来は、①市へ自己負担額を納付していただき、②後日福祉医療への申請により、納付金額が払い戻しされることとなりますが、**この委任状を提出いただくことで、①及び②の申請者の手続きを、市で代わりに事務処理をさせていただきます。**趣旨をご理解のうえ、委任状を提出ください。

(6)「福祉医療費受給者証」及び「医療保険各法の記号等の確認資料」の写し

※市民課から福祉医療費受給者証が交付されましたら、写しを提出してください。
※医療保険各法の記号等の確認資料とは、未熟児が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等

(7) 個人番号（マイナンバー）確認と身元確認のための書類

受付時、番号確認と身元確認をさせていただきます。

【番号確認と身元確認の方法】

i) 個人番号カードの場合

1枚で個人番号の確認と身元確認が可能です。

ii) 個人番号カードを取得していない場合

通知カードと、免許証かパスポート等で確認を行います。

iii) 通知カードを紛失している場合

住民票（マイナンバー付）と、免許証かパスポート等で確認を行います。

【給付決定とその他注意事項について】

1. 申請書類受理後、申請内容が給付条件を満たしているか審査し、審査結果をお知らせいたします。（給付が決定された場合、「養育医療券」を申請者及び指定養育医療機関へ送付いたします。）
2. 入院先でのリネン代やおむつ代等は、養育医療の給付対象外ですので、直接、医療機関窓口へお支払ください。

☆不明な点や疑問点等ございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください☆

< 申請受付窓口及びお問い合わせ先 >

〒015-0872

由利本荘市瓦谷地1（本荘保健センター内）

こども家庭センター TEL 0184-24-6318